
**高齢者福祉計画・
第4期 介護保険事業計画（案）**

（平成21～23年度）

（概要版）

平成21年1月

宮城県南三陸町

目 次

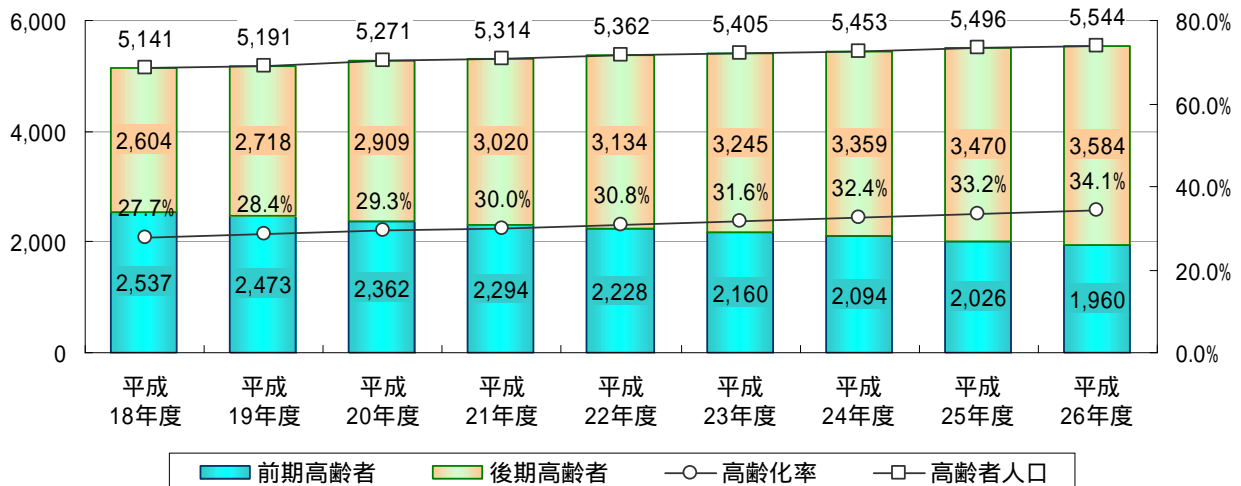
計画策定の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の性格と位置づけ	1
本町の高齢者の見通しと残された課題	2
1 本町の高齢化の見通し	2
2 第3期計画の進捗状況	3
3 第3期計画で残された課題点の整理	4
基本理念と施策の展開	7
1 本計画のめざす姿と基本目標	7
2 施策の展開	8
介護保険事業量等の見込みについて	12
1 計画期間における事業量の見込み	12
2 計画期間における給付費の見込み	20
3 第1号被保険者(65歳以上の人)の保険料について	23
4 円滑な制度運営のための方策	26
5 所得段階における負担割合	28

計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の背景

本町では、平成 26 年度に 34%を上回るなど、今後も高齢化の進行が見込まれます。(図表 1)
こうした高齢者人口の増加とそれに伴う要介護・要支援認定者の増加、少子化の進展による地域社会の担い手の減少、認知症高齢者や一人暮らし高齢者世帯等の増加といった課題に対応し、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせる社会を実現するためには、高齢者保健福祉施策や介護保険事業の一層の充実を図る必要があるため、平成 20 年度で計画期間が終了する現行計画を改定し、新たに「南三陸町 高齢者福祉計画・第 4 期介護保険事業計画」を策定します。

図表 1 本町の高齢者の推移（現状・見込み）



資料:南三陸町

2 計画の性格と位置づけ

本計画は、第3期計画で設定した平成27年度の目標に至る中間段階と位置づけ、計画期間を平成21年度～平成23年度の3年間とし、現状を踏まえた補正を行います。

図表 2 計画期間



本町の高齢者の見通しと残された課題

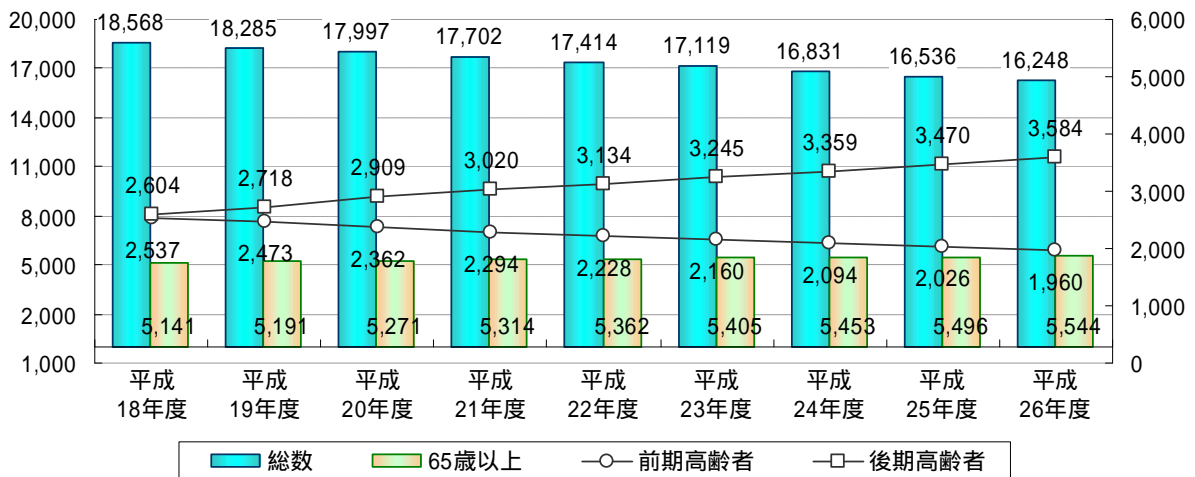
1 本町の高齢化の見通し

高齢者・要介護認定者ともに、今後も増加することが見込まれます

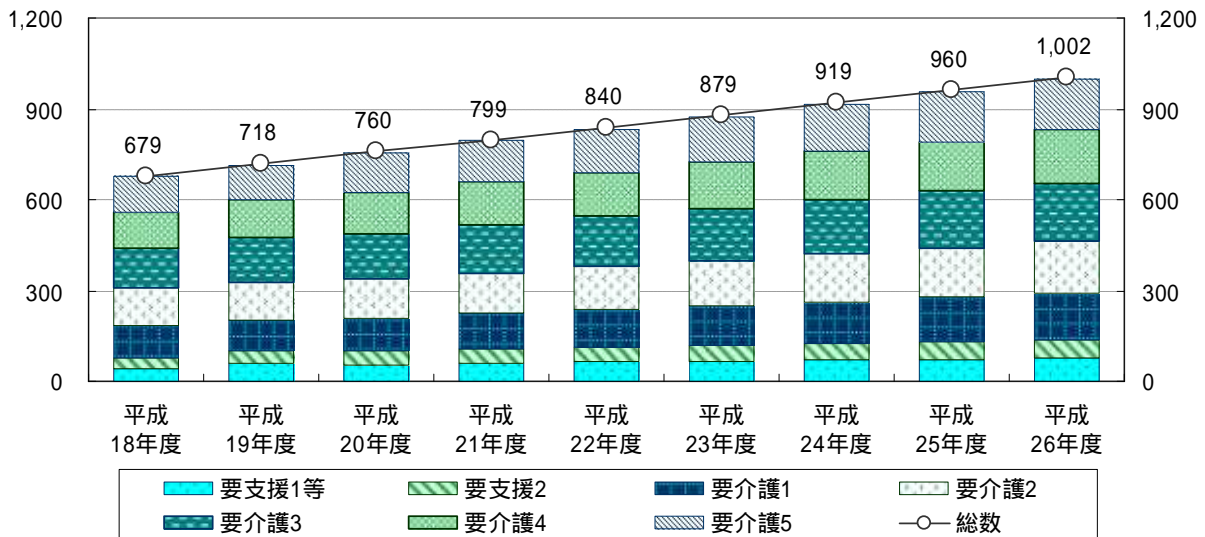
本町の高齢者人口等を推計すると、平成20年度は、5,271人となっており、今後も増加が見込まれます。平成26年度には5,500人を上回ることが見込まれています。（図表3）

また、介護保険によるサービスを利用できる要介護認定者についても増加することが見込まれます。第4期の最終年度である平成23年度の要介護認定者数は880人に近づくことが見込まれ、さらに平成26年度の要介護認定者は、1,000人を上回る見通しです。（図表4）

図表 3 高齢者人口等の推計（住民基本台帳）



図表 4 要介護認定者の推計



資料：南三陸町

2 第3期計画の進捗状況

(1) 第1号被保険者・要介護認定者数

各年度とも概ね計画どおり推移しています

平成18・19年度の本町の第1号被保険者・要介護認定者数（実績値）を、第3期計画値と比較すると、各年度とも計画値をやや下回るものの、概ね計画値に近い推移がみられます。

図表 5 被保険者・要介護認定者数

	平成 18 年度			平成 19 年度		
	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
第 1 号 被 保 険 者	5,277	5,183	98.2%	5,355	5,236	97.8%
要 介 護 認 定 者	725	692	95.4%	758	728	96.0%

資料：南三陸町

(2) サービスの利用状況

在宅サービス利用者数が計画値をやや上回っています

介護保険での各サービスの利用状況では、在宅サービス利用者数が計画値をやや上回り、各年ともに5%程度の利用増がみられます。また、平成18年より新たに始まった地域密着型サービスの利用者は、概ね計画値どおり推移しています。

一方、施設サービスでは、全体的に計画値を2割程度減少しています。特に介護老人保健施設及び介護療養型医療施設で計画値よりも利用者の減少がみられます。

図表 6 介護サービスの利用実績

	平成 18 年度			平成 19 年度		
	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
在宅サービス利用者数	389	411	105.7%	404	426	105.4%
地域密着型サービス利用者数	12	11	91.7%	15	14	93.3%
施設サービス利用者数	191	163	85.3%	200	166	83.0%
介護老人福祉施設	58	58	100.0%	59	61	103.4%
介護老人保健施設	104	84	80.8%	112	82	73.2%
介護療養型医療施設	29	21	72.4%	29	23	79.3%

資料：南三陸町

第1号被保険者：

介護保険の被保険者のうち65歳以上の人のことです。また、40～64歳の方は第2号被保険者といれます。

3 第3期計画で残された課題点の整理

課題1：高齢化の進行

現状及び計画課題

平均寿命の伸びにより、今後とも高齢者人口は増加することが見込まれます。
高齢者人口の増加とともに、寝たきりの高齢者、認知症高齢者といったように、介護や日常的な生活支援が必要な住民も増加することが考えられます。
今後介護者の高齢化も進み、“老老介護”なども懸念されます。

課題2：健康づくりと介護予防対策

現状及び計画課題

高齢化が進行するなかで、健康に過ごし、介護や医療を必要としない時期を延ばしていくためには、日頃からの健康への配慮や生活習慣病予防が重要であり、年齢に応じて早い時期から取り組む必要があります。
各種の健診（検診）については、毎戸に通知し、健診の申し込みを一括で受けているほか、地域の保健福祉推進員の協力による受診勧奨や、随時追加申し込みも受け付けるなど、受診者の増加に努めていますが、受診率は、ほぼ横ばいで推移しており、新規受診者を増やしていくことが今後の課題となっています。
町の介護予防についての取り組みについては、介護予防に対する理解を高めるとともに、より多くの参加を促していくことが重要です。

課題3：生きがいの持てる地域づくり

現状及び計画課題

元気な高齢者が充実した生活を送るためには、就労や趣味、生涯学習、スポーツ、さらにはボランティア活動など生きがいを持ってさまざまな社会活動に参加することが重要です。
本町では、老人クラブの支援育成、生涯学習の機会充実、自主的なボランティア活動の支援に取り組んでいますが、地域によって活動状況に差もみられます。

老老介護：

要介護者、介護者ともに高齢者で、老人が老人を介護するという意味で表現される言葉です。その多くの場合、高齢化した子どもがより高齢化した親を介護するケースがみられますが、介護する側が疲れ果て、結局共倒れになってしまうような事態も起こっています。

課題4：自立と尊厳のある暮らしの維持（認知症高齢者への支援）

現状及び計画課題

本町では、認定者のうち5～6割が認知症高齢者の日常生活自立度が 以上の方であることから、今後も認知症高齢者は増加することが予想されます。

加齢による身体機能の低下と並び、認知症高齢者の増加についても懸念され、地域での生活においては、高齢者自身の自立と尊厳のある暮らしを維持するための対策が望まれます。

認知症高齢者が増加していくなかで、地域住民を巻き込んだ認知症施策が必要と思われれます。今後は認知症サポーター事業を中心に地域住民への認知症への理解を深めていく必要があります。

課題5：多様なサービスを利用しながらの地域生活の継続

現状及び計画課題

介護を必要とする状態になった場合でも高齢福祉サービスと介護保険サービスを十分に活用し、地域生活の継続ができるよう、サービスの内容や量の確保を図る必要があります。

要介護認定者の在宅生活を継続するためには、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯などに対する支援が必要であり、こうした生活上の課題を解決したり、介護者を支援したりするためには、介護保険サービスだけでなく、既存の福祉サービスを利用し、多様なニーズに応える支援体制が望まれます。

課題6：地域全体で高齢化社会を支える意識の醸成

現状及び計画課題

今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加、また、日中にひとりで過ごす高齢者が増加し、精神的・身体的な事由によって、地域社会との関わりが持てなくなる状況（孤立化）が考えられます。そのため、住民、ボランティア団体等と連携し、見守りや声かけなど地域で支え合う活動を進め、日頃から高齢者の状況に目が行き届くような福祉コミュニティを形成することが必要です。

災害や緊急の際など、“いざという時”に心強い支えとなるのは、地域住民の力です。そのため日頃の交流、つき合いを通じて、支え合える関係づくりをしておくことが重要です。

課題 7：介護保険サービスの利用

現状及び計画課題

介護保険制度の導入により、行政の役割はそれまでのサービス提供主体から調整主体へと変化しており、利用者が介護サービスを自ら選択し、自ら決定するためには、行政が必要なサービス量を確保するという大きな役割を果たすことが求められています。

今後、良質な介護サービスの安定的な供給を確保するために、「在宅生活の継続」を基本として、サービス提供事業者相互の情報交換の場や情報共有の機会を持つとともに、安定した介護サービスが供給できるよう、必要に応じた基盤の整備も必要となります。

包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、虐待防止・早期発見、地域のネットワークづくり）を実施する機関となる地域包括支援センターについては、平成 18 年 6 月末で歌津在宅介護支援センター（総合相談窓口・ランチ）を閉鎖し、地域包括支援センターにて、歌津地区分の相談事業を行っているため、よりよい運営体制にむけた調整、検討を図ることが重要です。

基本理念と施策の展開

1 本計画のめざす姿と基本目標

(1) 本計画のめざす姿(基本理念)

基本理念

**「すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して、
生きがいある暮らしを続けられるまち」を共に築く**

本計画では、第3期計画から、団塊の世代が高齢期を迎える2015年(平成27年度)を踏まえた中長期的な計画づくりが求められ、本町においても、新たな介護保険制度に対応し、より介護予防に重点を置いた施策・事業を、高齢者保健福祉施策と一体的に進めてきました。

今後は、これまで構築してきた取り組みのさらなる充実を図っていくことが求められます。

そこで、第4期(本計画期間)においても、第3期計画における計画課題を踏まえながら、中長期的な目標像である『「すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して、生きがいある暮らしを続けられるまち」を共に築く』を基本理念として、引き続き推進していきます。

施策体系図

南三陸町 高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画

施策目標1 高齢者がいつまでも主体的に活躍できる「躍動のまちづくり」

- 1-1 生涯にわたる健康づくりの推進
- 1-2 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

施策目標2 介護が必要となっても安心して暮らせる「安心のまちづくり」

- 2-1 介護予防の推進
- 2-2 自立した生活を支える支援の充実
- 2-3 利用者本位の介護保険サービスの提供
- 2-4 認知症高齢者等及び家族への支援
- 2-5 地域ケアの充実

施策目標3 高齢者が尊重され、共に支え合う「共生のまちづくり」

- 3-1 地域でともに支え合う意識の醸成
- 3-2 安心・安全な福祉のまちづくり

2 施策の展開

施策目標 1

高齢者がいつまでも主体的に活躍できる 「躍動のまちづくり」

高齢者ができる限り要介護状態になることなく、住み慣れた家庭や地域で健康で生き生きとした生活が送れるように、健康づくりや介護予防などに結びつく取り組みの充実を図ります。

また、高齢期にあっても地域での活動や学習意欲、仕事への意欲を持ち、介護や支援を必要としない高齢者は年々増え続けています。こうした方々が健康で生きがいを持ち、生き生きとした生涯を過ごせるよう、積極的な社会参加・生きがい対策の推進に努めます。

1-1 生涯にわたる健康づくりの推進

自身の健康に関心を持ち、楽しみながら取り組めるよう、生涯学習や公民館活動等と連携した健康教室や栄養教室を実施するなど、様々な視点から健康づくりを呼びかけ、介護予防や認知症予防に結びつく健康づくりに取り組みます。

また、自分の健康管理に役立つ健診（検診）として、多くの住民が気軽に安心して受診できるよう、受診時期の情報提供方法や周知の方法を検討しながら、受診者の増加に努めます。

1-2 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

65歳を過ぎても現役で働いている方々も多い地域の高齢者の力を、就業をはじめボランティア、健康づくり、学習機会などと結びつけ、社会参加・生きがいづくりにつなげます。

また、今後も高齢者が住み慣れた地域社会で、親しむ機会や社会参加につながるよう、温泉施設などを活用した交流機会のさらなる充実を図るとともに、老人クラブ活動の支援や生涯学習、スポーツ活動やレクリエーションなど、様々な機会づくりを進めます。

施策目標 2

介護が必要となっても安心して暮らせる 「安心のまちづくり」

介護保険の安定的かつ継続的な運営を推進するとともに、介護保険サービス提供にあたっては、予防重視の制度に対応したサービスの質の向上に努めるほか、地域支援事業を中心とした介護予防を推進します。

一方、在宅での生活を継続していくために、介護保険サービスのほか、生活を支援する各種サービスが必要とされています。生活支援サービスについては、高齢者の需要や生活環境に基づいて総合的に判断し、必要とされるサービスを調整・提供します。

そのほか、地域包括支援センターを中心に、認知症予防や認知症の疑いがある高齢者を抱える家族を対象とした相談や支援の充実に取り組むとともに、高齢者の権利や尊厳を守るための制度の普及、推進に努めます。

2-1 介護予防の推進

地域包括支援センターを中心に、要介護となるリスクが高く、介護予防が必要となる高齢者(虚弱な高齢者)を発見・支援する適切な介護予防ケアマネジメントをすすめ、要介護状態に陥ること可能な限り抑えることを目的とした介護予防事業を推進します。そのため、広報や身近な地域での交流機会などの機会を活用し、介護予防への理解を促すほか、既存の見守り活動や民生委員などと連携しながら、潜在的介護予防対象者の把握に努め、参加者の増加に取り組みます。

また、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を送ることができるよう、地域支援事業の実施に取り組みます。

2-2 自立した生活を支える支援の充実

ひとり暮らし高齢者や介護・支援を必要とする高齢者などが、できる限り住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを送れるよう、介護保険事業以外にも日常生活の支援に努めます。

また、家に閉じこもりがちな高齢者に対して、生活の助長や社会的孤立感の解消を図るため、通所による食事、入浴、生きがい活動等のサービスを提供します。

2-3 利用者本位の介護保険サービスの提供

介護を必要とする状態になっても、介護や日常生活の支援が必要な高齢者が、心身の状況や生活環境に応じて自ら選択し、適切な介護保険サービス受けることができるよう、充実を図っていきます。

また、地域密着型サービスでは、引き続き需要把握を行い、サービス体制の確保をめざします。

2 - 4 認知症高齢者等及び家族への支援

認知症高齢者が自分らしさを保ちながら、家族とともに安心して生活をするために、認知症サポーターなどを中心に、認知症についての正しい理解をすすめます。

また、月に1回専門医の相談日をはじめとする認知症高齢者対策を推進し、早期発見・早期対応のための体制の充実を図ります。

そのほか、虐待防止など地域全体で高齢者の人権を守り、支援する体制づくりを推進し、自らの判断能力が低下するような状態に陥った場合にも、不利益を負うことがないよう、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の普及、推進に努めます。

2 - 5 地域ケアの充実

地域ケアシステム（地域ならびに保健・福祉・介護・医療関係者等）のネットワークの一層の強化を図り、適宜実務者会議（地域包括ケアシステム推進会議の委員と関係者を含めたケースカンファレンス）を実施し、支援困難なケースに対し、多様な視点から支援策を検討していきます。

地域包括支援センターについては、機能充実を図る必要性あるため、民間委託を視野に入れながら、よりよい運営体制にむけた調整、検討を進めます。

施策目標 3

高齢者が尊重され、共に支え合う 「共生のまちづくり」

身体機能が低下している高齢者にとって、安全な生活環境づくりは不可欠です。特に本町の高齢者は、外出できるうちは、まだ地域との日常的な関わりもあるとみられますが、外出が困難になると、医療や介護への通院・通所の負担や地域での孤立が懸念されます。

そこで本町では、地域で支えあい、困りごとを様々な支援に結びつける最も身近な支援者として、住民一人ひとりが、地域の高齢者を支える意識を持って地域全体で支援しあう環境づくりを進めます。

また、公共施設・交通機関のバリアフリー、住環境への相談支援などを推進するとともに、災害や事件・事故などあらゆる危険から高齢者の安全を確保できるように、住民をはじめ関係機関や町との協働による安心・安全なまちづくりを推進します。

3-1 地域でともに支え合う意識の醸成

住民参加による地域での支え合いを推進するためには、住民の理解と協力が不可欠であるため、高齢化社会への対応を住民共通の課題としてとらえ、住民の理解を深められるよう、社会福祉協議会などと連携をしながら、地域福祉の推進に取り組みます。

3-2 安心・安全な福祉のまちづくり

町の財政面を勘案しながら、緊急通通報システムや民生委員やボランティア等による地域の見守り体制の整備を進め、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、災害時等に支援が必要な高齢者の状況の把握に努め、関係機関および地域住民との連携・協力を得ながら、迅速に避難できる体制の確立を図ります。

介護保険事業量等の見込みについて

1 計画期間における事業量の見込み

1 事業量および給付費の推計の考え方

推計にあたっては、平成18・19年度を基礎データとし、厚生労働省の第4期介護保険事業計画における介護給付等対象サービスの見込み量シートにて事業量及び給付費の見込みを算出しています。

第4期の介護保険制度の見直しでは、2015年の高齢者介護を踏まえた見直しを図るため、平成26年度までの人口や要介護認定者の出現数（割合）を推計し、こうした推移状況をもとに、計画期間（平成21年～23年度）の各種サービス事業量や給付費を推計しました。

介護報酬改定率は2.8%を見込んでいます。

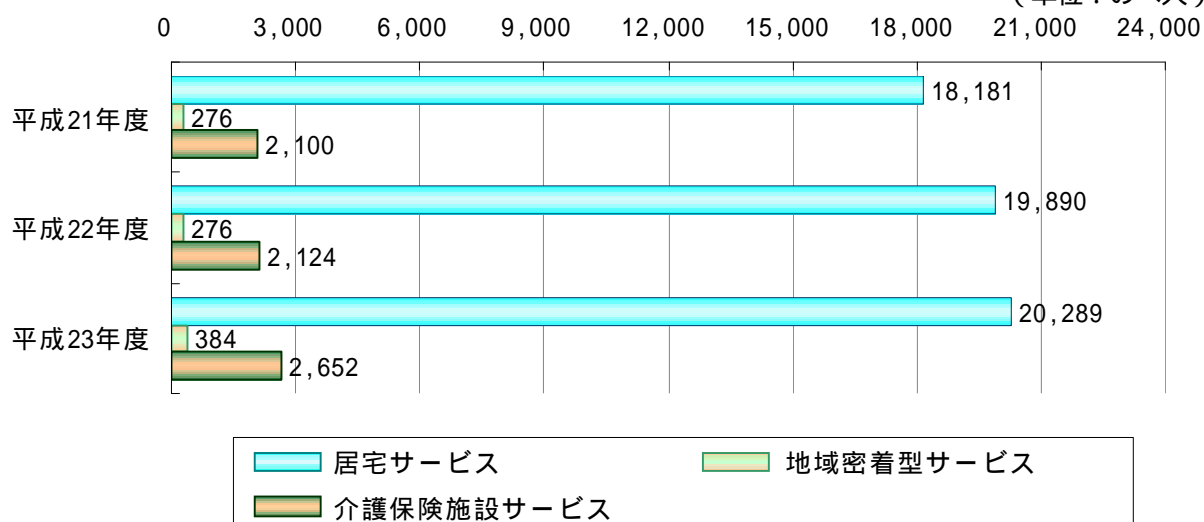
2 第4期（平成21～23年度）の事業見込みの推移の傾向

高齢化の上昇からくる介護保険の利用者の増加から、今後も事業ごとに必要量、給付費の増加が見込まれます。そのため、できるだけ要介護状態に陥ることなく、地域で介護予防に取り組みながら、適正な介護事業の運営が望まれます。

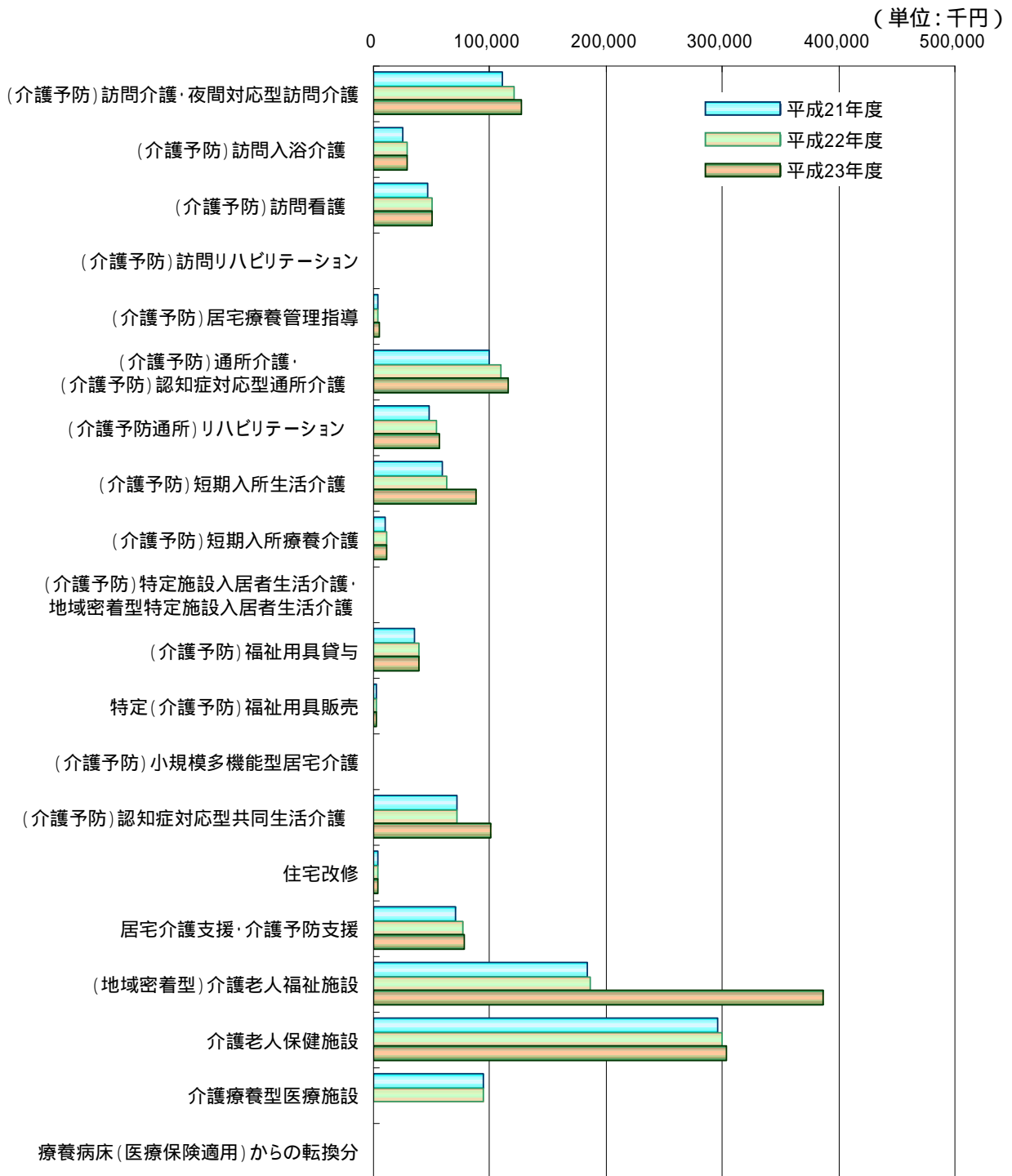
第4期における本町の介護保険事業の傾向としては、居宅サービスが中心であり、なかでも、これまでの利用実績から、通所型のサービスの利用が多くなるものとして事業量を見込んでいます。

図表7 分野別のサービス利用量の見込み

（単位：のべ人）



図表 8 (参考) サービス別の給付見込み



資料：南三陸町（介護保険ワークシート）

(1) 訪問介護・介護予防訪問介護・夜間対応型訪問介護

図表 9 給付費及び事業量の見込み

事業名		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
訪問介護	給付費 (千円)	105,422	114,926	119,884
	事業量 (人)	2,290	2,514	2,576
介護予防訪問介護	給付費 (千円)	5,917	6,526	7,042
	事業量 (人)	282	311	335
夜間対応型訪問介護	給付費 (千円)	0	0	0
	事業量 (人)	0	0	0
合計	給付費 (千円)	111,339	121,452	126,926

表中の人数は延べ人数

(2) 訪問入浴介護・介護予防入浴介護

図表 10 給付費及び事業量の見込み

事業名		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
訪問入浴介護	給付費 (千円)	25,481	28,477	29,277
	事業量 (人)	630	701	678
介護予防入浴介護	給付費 (千円)	0	0	0
	事業量 (人)	0	0	0
合計	給付費 (千円)	25,481	28,477	29,277

表中の人数は延べ人数

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

図表 11 給付費及び事業量の見込み

事業名		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
訪問看護	給付費 (千円)	46,395	50,151	49,647
	事業量 (人)	1,062	1,149	1,087
介護予防訪問看護	給付費 (千円)	648	709	777
	事業量 (人)	12	13	14
合計	給付費 (千円)	47,043	50,860	50,424

表中の人数は延べ人数

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

図表 12 給付費及び事業量の見込み

事業名		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
訪問リハビリテーション	給付費 (千円)	1,015	1,153	1,200
	事業量 (人)	54	61	59
介護予防訪問リハビリテーション	給付費 (千円)	0	0	0
	事業量 (人)	0	0	0
合計	給付費 (千円)	1,015	1,153	1,200

表中の人数は延べ人数

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

図表 13 給付費及び事業量の見込み

事業名		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
居宅療養管理指導	給付費 (千円)	3,598	4,112	4,626
	事業量 (人)	800	900	1,000
介護予防居宅療養管理指導	給付費 (千円)	0	0	0
	事業量 (人)	0	0	0
合計	給付費 (千円)	3,598	4,112	4,626

表中の人数は延べ人数

(6) 通所介護・介護予防通所介護・認知症対応型通所介護・
介護予防認知症対応型通所介護

図表 14 給付費及び事業量の見込み

事業名		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
通所介護	給付費 (千円)	85,534	94,375	99,069
	事業量 (人)	2,235	2,470	2,544
介護予防通所介護	給付費 (千円)	13,660	15,305	16,876
	事業量 (人)	432	485	532
認知症対応型通所介護	給付費 (千円)	0	0	0
	事業量 (人)	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護	給付費 (千円)	0	0	0
	事業量 (人)	0	0	0
合計	給付費 (千円)	99,194	109,680	115,945

表中の人数は延べ人数

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

図表 15 給付費及び事業量の見込み

事業名		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
通所リハビリテーション	給付費 (千円)	40,642	45,849	48,106
	事業量 (人)	734	829	850
介護予防通所リハビリテーション	給付費 (千円)	6,674	7,681	8,693
	事業量 (人)	158	183	208
合計	給付費 (千円)	47,316	53,530	56,799

表中の人数は延べ人数

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

図表 16 給付費及び事業量の見込み

事業名		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
短期入所生活介護	給付費 (千円)	58,611	62,849	88,787
	事業量 (人)	737	793	930
介護予防短期入所生活介護	給付費 (千円)	0	0	0
	事業量 (人)	0	0	0
合計	給付費 (千円)	58,611	62,849	88,787

表中の人数は延べ人数

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

図表 17 給付費及び事業量の見込み

事業名		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
短期入所療養介護	給付費 (千円)	10,311	10,973	10,957
	事業量 (人)	140	150	144
介護予防短期入所療養介護	給付費 (千円)	0	0	0
	事業量 (人)	0	0	0
合計	給付費 (千円)	10,311	10,973	10,957

表中の人数は延べ人数

(10) 特定施設入居者介護・介護予防特定施設入居者介護・
地域密着型特定施設入所者介護

図表 18 給付費及び事業量の見込み

事業名		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
特定施設入居者介護	給付費 (千円)	0	0	0
	事業量 (人)	0	0	0
介護予防特定施設入居者介護	給付費 (千円)	0	0	0
	事業量 (人)	0	0	0
地域密着型特定施設入所者介護	給付費 (千円)	0	0	0
	事業量 (人)	0	0	0
合計	給付費 (千円)	0	0	0

表中の人数は延べ人数

(11) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

図表 19 給付費及び事業量の見込み

事業名		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
福祉用具貸与	給付費 (千円)	35,560	38,432	38,663
	事業量 (人)	2,758	2,999	2,942
介護予防福祉用具貸与	給付費 (千円)	165	197	230
	事業量 (人)	71	84	97
合計	給付費 (千円)	35,725	38,629	38,893

表中の人数は延べ人数

(12) 特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売

図表 20 給付費及び事業量の見込み

事業名		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
特定福祉用具販売	給付費 (千円)	1,748	1,953	2,159
	事業量 (人)	83	93	100
介護予防特定福祉用具販売	給付費 (千円)	206	206	206
	事業量 (人)	15	15	15
合計	給付費 (千円)	1,954	2,159	2,365

表中の人数は延べ人数

(13) 住宅改修

図表 21 給付費及び事業量の見込み

事業名		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
住宅改修 (合計)	給付費 (千円)	3,290	3,290	3,290
	事業量 (人)	35	35	35

表中の人数は延べ人数

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

図表 22 給付費及び事業量の見込み

事業名		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
居宅介護支援	給付費 (千円)	67,557	72,707	74,127
	事業量 (件)	4,881	5,254	5,224
介護予防支援	給付費 (千円)	3,567	3,937	4,251
	事業量 (件)	772	851	919
合計	給付費 (千円)	71,124	76,644	78,378

表中の人数は延べ人数

(15) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

図表 23 給付費及び事業量の見込み

事業名		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
小規模多機能型居宅介護	給付費 (千円)	0	0	0
	事業量 (人)	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費 (千円)	0	0	0
	事業量 (人)	0	0	0
合計	給付費 (千円)	0	0	0

表中の人数は延べ人数

(16) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

図表 24 給付費及び事業量の見込み

事業名		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
認知症対応型共同生活介護	給付費 (千円)	71,919	71,919	100,785
	事業量 (人)	276	276	384
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費 (千円)	0	0	0
	事業量 (人)	0	0	0
合計	給付費 (千円)	71,919	71,919	100,785

表中の人数は延べ人数

(17) 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設

図表 25 給付費及び事業量の見込み

事業名		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
介護老人福祉施設	給付費 (千円)	183,560	186,767	386,734
	事業量 (人)	744	756	1,536
地域密着型介護老人福祉施設	給付費 (千円)	0	0	0
	事業量 (人)	0	0	0
合計	給付費 (千円)	183,560	186,767	386,734

表中の人数は延べ人数

(18) 介護老人保健施設

図表 26 給付費及び事業量の見込み

事業名		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
介護老人保健施設 (合計)	給付費 (千円)	295,694	299,888	303,342
	事業量 (人)	1,092	1,104	1,116

表中の人数は延べ人数

(19) 介護療養型医療施設

図表 27 給付費及び事業量の見込み

事業名		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
介護療養型医療施設 (合計)	給付費 (千円)	94,000	94,000	0
	事業量 (人)	264	264	0

表中の人数は延べ人数

(20) 療養病床(医療保険適用)からの転換分

図表 28 給付費及び事業量の見込み

事業名		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
療養病床(医療保険適用)からの転換分 (合計)	給付費 (千円)	0	0	0
	事業量 (人)	0	0	0

表中の人数は延べ人数

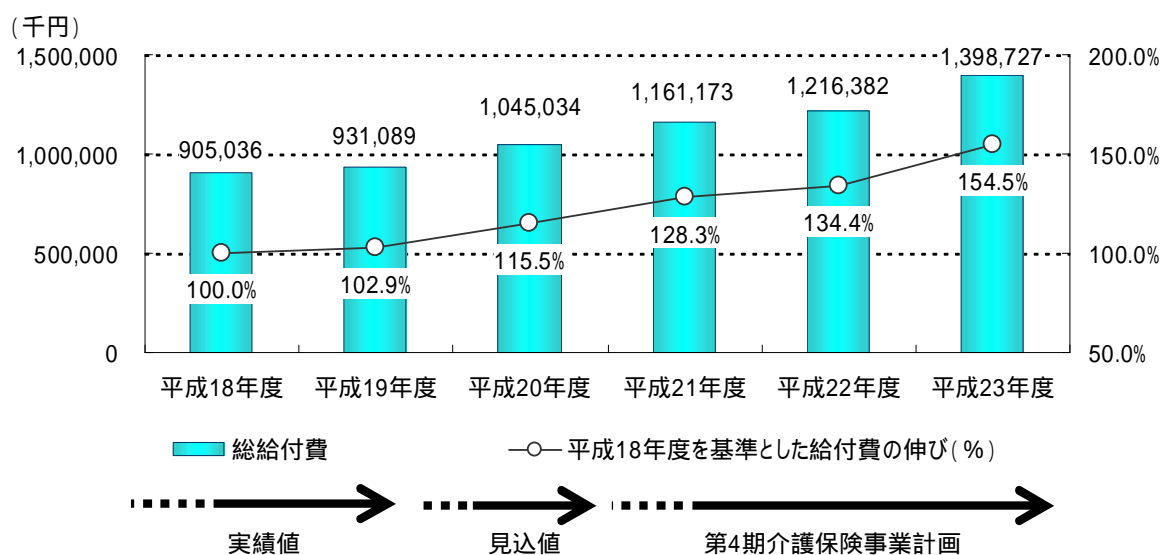
2 計画期間における給付費の見込み

本町における介護・介護予防給付費は、第3期計画期間（平成18年～20年度）にかけて、年々増加しており、平成18年から平成20年度にかけて、約1.4億円（15.5%）増加しました。

本計画期間（第4期：平成21年～23年度）は、今後も要介護認定者の増加とともに、サービス利用についても増加するものとみられますが、介護予防への地域支援事業など、可能な限り介護保険サービスを必要としない介護予防への取り組みを一層強化していくことによって、必要な対象者へ十分なサービスが利用できるよう、介護保険の運営に努めます。

なお 総給付費としては、第4期全体でおよそ37.8億円を見込んでいます。

図表 29 介護・介護予防給付費の見込み



	第3期			第4期		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護(予防)給付費(千円)	905,036	931,089	1,045,034	1,161,173	1,216,382	1,398,727

資料：南三陸町（介護保険ワークシート）

(1) 介護給付に係る費用

図表 30 介護給付の見込み

(単位 : 円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅サービス			
訪問介護	105,421,914	114,925,671	119,884,435
訪問入浴介護	25,481,447	28,476,731	29,277,337
訪問看護	46,394,668	50,150,980	49,647,260
訪問リハビリテーション	1,015,458	1,152,799	1,199,676
居宅療養管理指導	3,598,000	4,112,000	4,626,000
通所介護	85,533,815	94,374,615	99,068,771
通所リハビリテーション	40,642,494	45,849,314	48,106,288
短期入所生活介護	58,611,112	62,849,144	88,787,126
短期入所療養介護	10,311,148	10,972,975	10,956,835
特定施設入居者生活介護	0	0	0
福祉用具貸与	35,559,548	38,432,294	38,663,080
特定福祉用具販売	1,747,600	1,953,200	2,158,800
住宅改修	3,084,000	3,084,000	3,084,000
居宅介護支援	67,557,076	72,707,356	74,127,024
居宅サービス計	484,958,280	529,041,079	569,586,632
地域密着型サービス			
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	71,918,880	71,918,880	100,785,120
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人施設入所者生活介護	0	0	0
地域密着型サービス計	71,918,880	71,918,880	100,785,120
介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	183,559,680	186,767,040	386,733,600
介護老人保健施設	295,693,920	299,888,160	303,342,240
介護療養型医療施設	94,000,320	94,000,320	0
療養病床(医療保険適用)からの転換分	0	0	0
介護保険施設サービス計	573,253,920	580,655,520	690,075,840
介護給付費計	1,130,131,080	1,181,615,479	1,360,447,592

資料：南三陸町（介護保険ワークシート）

(2) 介護予防給付に係る費用

図表 31 介護予防給付の見込み

(単位 : 円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護予防サービス			
介護予防訪問介護	5,917,168	6,525,744	7,041,800
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	647,640	709,320	777,168
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0
介護予防通所介護	13,660,064	15,304,864	16,875,648
介護予防通所リハビリテーション	6,673,776	7,681,216	8,692,768
介護予防短期入所生活介護	0	0	0
介護予防短期入所療養介護	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	164,994	197,376	229,758
特定介護予防福祉用具販売	205,600	205,600	205,600
住宅改修	205,600	205,600	205,600
介護予防支援	3,566,646	3,936,726	4,251,294
介護予防サービス計	31,041,488	34,766,446	38,279,636
地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
地域密着型予防サービス計	0	0	0
予防給付費計	31,041,488	34,766,446	38,279,636

資料 : 南三陸町 (介護保険ワークシート)

(3) 地域支援事業に係る費用

図表 32 地域支援事業の見込み

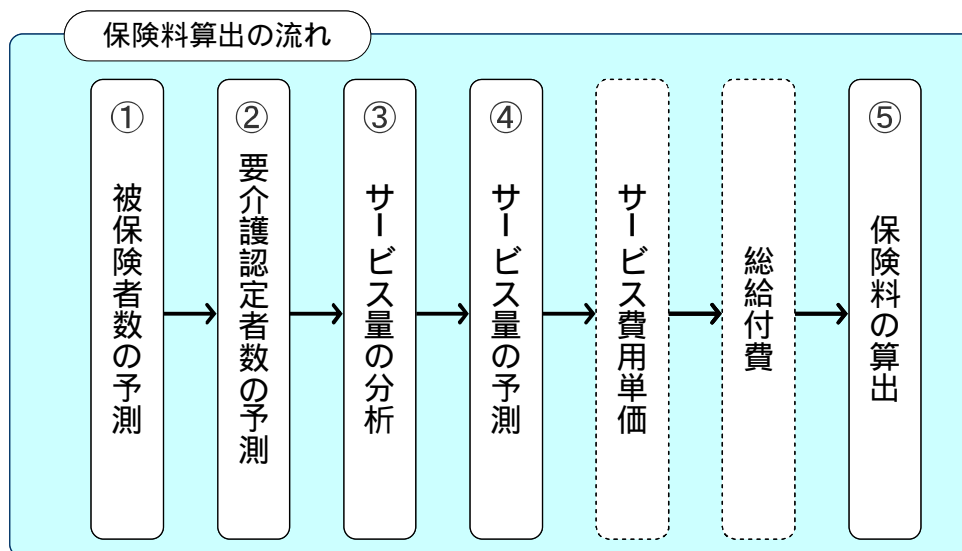
(単位 : 円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域支援事業	34,000,000 (2.8%)	36,000,000 (2.8%)	40,000,000 (2.7%)
介護予防事業	14,000,000 (1.1%)	15,000,000 (1.2%)	17,000,000 (1.2%)
包括的支援事業	17,500,000 (1.4%)	18,400,000 (1.4%)	20,000,000 (1.4%)
任意事業	2,500,000 (0.2%)	2,600,000 (0.2%)	3,000,000 (0.2%)

3 第1号被保険者（65歳以上の人）の保険料について

第1号被保険者（65歳以上の人）の保険料については、つぎのような流れで算出されます。

図表 33 保険料算出の流れ

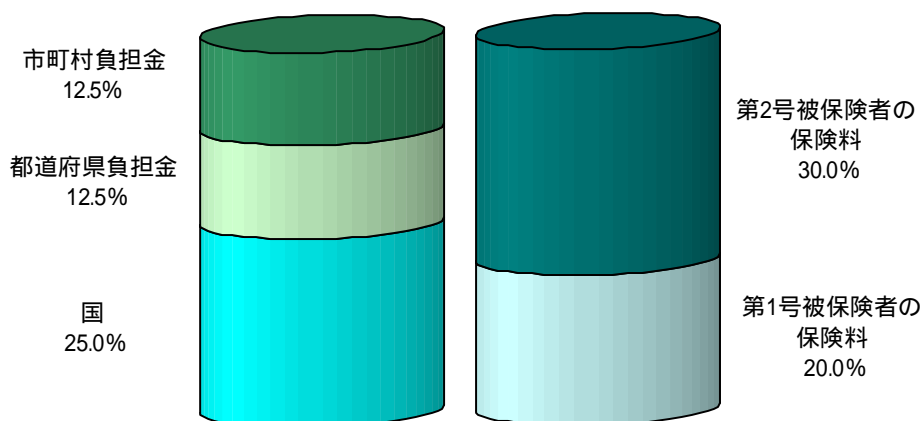


(1) 保険料の負担割合

介護サービスを利用する場合、費用の1割が自己負担となり、残りの9割が保険から給付されます。原則として、その財源の半分は保険料（65歳以上＝第1号被保険者20.0%、40歳～64歳＝第2号被保険者30%）、残りは国（25%）、都道府県（12.5%）、市町村（12.5%）の負担（税）で賄っています。

したがって、介護サービスの利用量に応じて高齢者全体の保険料も決まることになります。

図表 34 保険料の負担割合



資料：南三陸町

(2) 第1号被保険者(65歳以上の人)の保険料

高齢者の増加にともない、介護保険の利用者も増加の傾向にあるなかで、本計画期間においても事業ごとに必要量、給付費の増加が見込まれます。

各事業の給付費の見込み等に基づき、厚生労働省より示されたワークシートに準じて算定された本町における保険料基準額(月額)は、第3期(3,200円/月)に比べて、月額200円増加し、3,400円となります。

図表 35 保険料の見込み

(単位:円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
第1号被保険者数	5,314人	5,362人	5,405人	16,081人
前期(65～74歳)	2,294人	2,228人	2,160人	6,682人
後期(75歳～)	3,020人	3,134人	3,245人	9,399人
所得段階別加入割合補正後被保険者数	4,952人	4,993人	5,029人	14,974人
標準給付費見込額(A)	1,231,149,648円	1,291,493,125円	1,486,068,729円	4,008,711,502円
第1号被保険者負担分相当額(D)	253,029,930円	265,498,625円	305,213,746円	823,742,300円
調整交付金相当額(E)	61,557,482円	64,574,656円	74,303,436円	200,435,575円
調整交付金見込交付割合(H)	8.67%	8.68%	8.71%	
後期高齢者加入割合補正係数(F)	0.8625	0.8625	0.8625	
所得段階別加入割合補正係数(G)	0.9465	0.9458	0.9443	
調整交付金見込額(I)	106,741,000円	112,102,000円	129,437,000円	348,280,000円
財政安定化基金拠出金見込額(J)				-
財政安定化基金拠出率		0.00%		-
財政安定化基金償還金	-	-	-	-
準備基金取崩額				62,500,000円
特例交付金(見込額)				8,517,318円
審査支払手数料1件あたり単価	70.00円	70.00円	70.00円	
審査支払手数料支払件数	20,000件	21,000件	22,000件	
審査支払手数料差引額(K)	-	-	-	-
市町村特別給付費等	-	-	-	-
市町村相互財政安定化事業負担額				-
市町村相互財政安定化事業交付額				-
保険料収納必要額(L)				613,397,876円
予定保険料収納率(M)		99.0%		
保険料(基準額): (L ÷ M) ÷ 14,974人 ÷ 12ヶ月			3,400円	

資料: 南三陸町(介護保険ワークシート)

(3) 保険料に対する緩和措置として

高齢者の増加にともない、介護保険の利用者も増加の傾向にあるなかで、計画期間中においては、介護報酬が改定されることから、事業ごとに必要量、給付費の増加が見込まれます。

こうしたなかで、次のような緩和措置を図ることで、保険料の上昇を抑制します。

・ 準備基金の取崩し

試算では、第4期事業計画期間中の1か月当たりの保険料基準額は3,800円となりますが、今回の保険料改定による第1号被保険者の負担増を軽減し、介護保険財政の均衡を保つために、介護給付費支払準備基金の取崩しを予定しています。

介護給付費支払準備基金は、各年度の第1号被保険者保険料の余剰金を積み立てておくもので、平成20年度末の積立額は、およそ1億4,000万円となる見込みです。

なお、第4期計画期間中には、6,250万円の基金取崩しを予定しています。

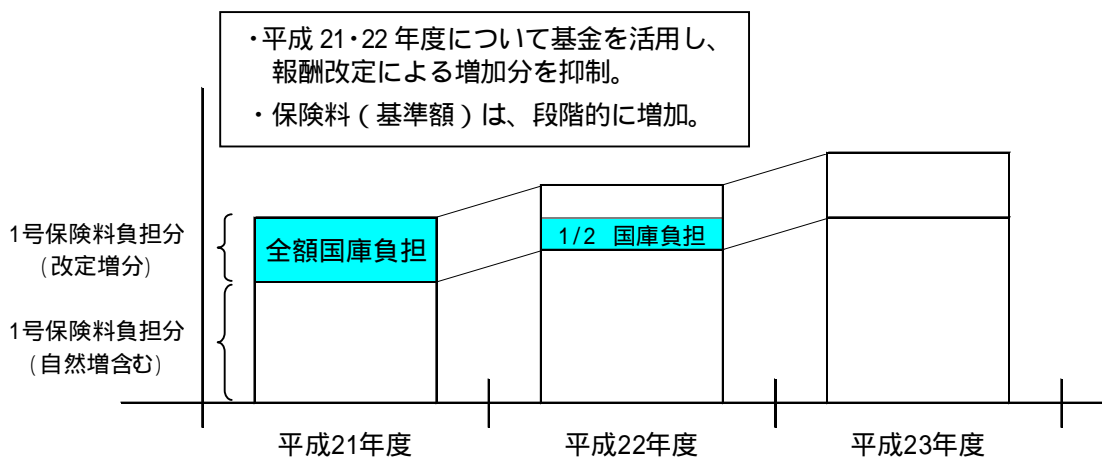
・ 介護従事者処遇改善臨時特例交付金の活用

介護保険に関し、平成21年度の介護報酬の改定による保険料の上昇分を抑制し、被保険者の負担の軽減を図るため、介護保険介護従事者処遇改善臨時特例交付金基金（以下、「基金」とします）を設置します。

なお、基金は平成20年度に交付された介護従事者処遇改善臨時特例交付金を基準として、予算に定める額を積み立てるものとし、平成21年、平成22年度の介護報酬の改定による増加分について基金を投入し、保険料の上昇を抑制します。

ただし、本町における保険料（基準額）は、計画期間一定（3,400円/月）とします。

図表 36 介護報酬改定に伴う保険料負担のイメージ



4 円滑な制度運営のための方策

平成 12 年度の介護保険制度の導入以降、着実に浸透してきた介護保険制度の実績を踏まえるとともに、平成 17 年度に示された制度改革に積極的に取り組み、目標年度である平成 26 年度に向けて、次のような方策のもと、介護保険の安定的かつ継続的な運営を推進します。

また、高齢者が介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域や家庭において、その能力に応じて自立した日常生活が営むことができるよう、居宅サービスを重視するものであることを踏まえ、今後のサービス必要量を踏まえて、サービス基盤の整備を計画的に進めます。

(1) 円滑な制度運営のための体制整備

・ケアマネジメント機能の強化

高齢者が住み慣れた地域で在宅での生活を可能な限り続けることができよう支援するためには、ケアマネジメント機能を強化していくことが不可欠であり、地域包括支援センターが担う包括的・継続的なケアマネジメントや総合相談・指導について適切かつ積極的に取り組みます。

・介護予防事業の積極的な推進

要介護状態になる前から要支援等に至るまでの高齢者に対して、地域支援事業における介護予防事業や、予防給付（介護予防サービス）を実施し、要介護状態の発生やその悪化の予防に取り組みます。

(2) 利用者への配慮

・介護サービス利用者への的確な相談・情報提供の推進

必要とする介護サービスを適切に利用できるよう、地域包括支援センターなどを通じて利用者への的確な情報提供に努めるとともに、各種の利用者負担軽減制度の周知を図るなどの利便性向上に配慮します。

・保険料等の負担軽減への配慮

第1号被保険者の保険料については、第3期同様、保険料段階の6段階方式の導入を図り、緩和措置を実施します。

(3) 保険者としての町の支援体制

・サービスの質の向上

要介護度に応じた適切なケアプランの作成とサービス提供が行われるよう、事業者に対する働きかけや改善効果の高いケアプラン、サービス内容等について、町及び地域包括支援センターを通じて情報提供を行い、サービスの質的な向上を促進します。

- ・ 公平・中立な要介護認定の推進

公平かつ迅速な要介護認定を推進できるよう、適正な認定調査の実施や介護認定審査会における審査判定の充実に継続して取り組みます。

- ・ 関係施策・事業との連携

公平かつ迅速な要介護認定を推進できるよう、適正な認定調査の実施や介護認定審査会における審査判定の充実に継続して取り組みます。

- ・ 介護保険サービス事業所との連携

介護保険制度が利用者本位の制度として円滑に機能するため、また、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続することができるよう支援するために、民間事業者等と連携し、高齢者や介護者などの支援ニーズに合ったサービスが円滑に提供できる環境づくり、基盤整備を推進します。

- ・ 介護保険サービス事業所との連携

介護保険制度が利用者本位の制度として円滑に機能するため、また、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続することができるよう支援するために、民間事業者等と連携し、高齢者や介護者などの支援ニーズに合ったサービスが円滑に提供できる環境づくり、基盤整備を推進します。

5 所得段階における負担割合

第4期介護保険計画では、税制改正に伴う激変緩和措置の終了に伴い、保険料の変動による影響が大きいと考えられる所得者層に対する負担軽減を図るため、次のような6段階の保険料設定を行います。

第1号被保険者の所得段階別保険料及び構成比は、次のとおりです。(案)

図表 37 計画期間の所得段階における負担割合

		保険料(月額)	
第1段階	・老齢福祉年金受給者・生活保護受給者等	基準額×0.5	1,700円 (1.0%)
第2段階	・住民税世帯非課税 (公的年金等収入+合計所得金額80万円以下)	基準額×0.5	1,700円 (14.4%)
第3段階	・住民税世帯非課税(2段階に該当しない)	基準額×0.75	2,550円 (6.2%)
第4段階	・住民税本人非課税 (公的年金等収入+合計所得金額80万円以下)	基準額×0.95	3,230円 (37.1%)
	・住民税本人非課税	基準額	3,400円 (14.7%)
第5段階	・住民税本人課税(合計所得金額200万円未満)	基準額×1.25	4,250円 (19.0%)
第6段階	・住民税本人課税(合計所得金額200万円以上)	基準額×1.5	5,100円 (7.6%)

参考までに、介護従事者処遇改善臨時特例交付金の活用にとまないと、第1号被保険者の保険料は、各年度の保険料(基準額)に準じて、所得段階別の保険料を設定することとなります。

その場合、計画期間における各年度の保険料及び構成比は、次のとおりです。(案)

図表 38 計画期間の各年度の保険料(月額)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
第1段階	(月額)	1,675円	1,700円	1,725円
第2段階	(月額)	1,675円	1,700円	1,725円
第3段階	(月額)	2,513円	2,550円	2,588円
第4段階	(月額)	3,183円	3,230円	3,278円
	(月額)	3,350円	3,400円	3,450円
第5段階	(月額)	4,188円	4,250円	4,313円
第6段階	(月額)	5,025円	5,100円	5,175円